

平成 19 年 2 月 26 日

各 位

会社名 アンジェス MG 株式会社
代表者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問い合わせ先：
取締役 管理本部長 中塚 琢磨
電話番号： 03-5730-2753

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 23 日開催の当社取締役会において、株主共同の利益を図ることを目的として、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）についての対応方針を決定し、同日付プレスリリースにおいて公表しましたが、本日平成 19 年 2 月 26 日に開催しました取締役会において、かかる対応方針を継続するとともに、会社法の施行その他の関係法令の改正等を踏まえ、当社株主全体の利益の観点からこれについて一部変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします（以下、平成 18 年に導入しました対応方針を「旧プラン」といい、これを一部変更した対応方針を「本プラン」といいます。）。本プランは、本年 3 月 30 日に開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下、本年 4 月 1 日より導入することといたします。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではありません。

1. 基本的な考え方

当社は、公開会社である以上、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付の手法によっては、株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて検討するための十分な情報、機会を与えられることのないまま、やむなく買付に応じるという判断を行わざるを得ない状況が生じる可能性が否定できません。とりわけ当社は、難病の患者様に対する新薬開発を企業使命としており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていること、世界の先進国でもまだ商品化されていない遺伝子治療薬の研究開発を事業領域としていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

以上より、大規模買付行為がなされる場合に株主の皆様へ提供される情報、検討機会を十分に確保する方策が必要であると当社は考えます。そこで、以下のとおり本プランを制定、導入することといたしました。

2. 本プランの内容

(1) 導入の目的

本プランは、大規模買付者に対し遵守すべき大規模買付ルール（後記（3）項）を提示し、大規模買付者から提供される情報およびこれに対する当社の意見、対案を株主の皆様へ開示することにより、また、必要な場合には大規模買付者に対して当社取締役会が提案改善の交渉を行うことを通じて、株主の皆様へ必要かつ十分な情報および機会を確保することを目的としています。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会の判断に基づき対抗措置を発動します。なお、当社取締役会は、大規模買付者およびその提案内容に対する評価を根拠として、大規模買付ルールに基づく対抗措置については、これを発動いたしません。

(2) 概要

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記（3）項）と、大規模買付行為に対して当社が取りうる対応方針（後記（4）項）から構成されています。

本プランは、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し当社取締役会による評価のための情報提供、当社取締役会による評価・検討期間の付与を要請しています。

次に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その判断に基づき対抗措置を発動することができます。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないことのみが対抗措置発動の要件となります。

対抗措置を発動した場合には、新株予約権（大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することにより、大規模買付者の当社株券等保有割合を低下させます。

(3) 大規模買付ルール

(a) 当社取締役会に対する情報提供

大規模買付者は、大規模買付行為を行おうとする場合、事前に当社代表取締役に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を含めた意向表明書を提出していただきます。

次に、大規模買付者には、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下の各号に定める情報。以下「本必要情報」と

いいます。)を提供していただきます。当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると当社取締役会が判断した場合、当社取締役会が大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります(以下当該情報を「追加情報」といいます。)。この場合、大規模買付者においては、追加情報の提供要請に同意しない場合には、当社取締役会が追加情報を求めた日より5営業日以内にその旨通知していただきます。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等および大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付の目的、方法および内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付の価額の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 大規模買付の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 大規模買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(b) 取締役会における評価および検討

大規模買付者には、当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した日(追加情報が必要な場合には追加情報の提供を完了した日)から90日間(以下「評価期間」といいます。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社取締役会に、本必要情報の評価、検討、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替案立案およびその報告・説明のための機会を与えていただくためです。なお、追加情報提供の要請に大規模買付者が同意しなかった場合には、当社は当該事実を公表し、大規模買付者が当初の本必要情報の提供を完了した日をもって評価期間に入ったことといたします。

当社取締役会は、評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適切と判断する時点で公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 対抗措置を発動しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する大規模買付ルールに基づく対抗措置はとりません。

(b) 対抗措置を発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置（本新株予約権の無償割当て）を決議することができるものとします。

本新株予約権の概要につきましては、別紙「本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりです。

大規模買付者は、対抗措置によりその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」という不利益を受けることとなります。

なお、旧プランにおいては、強圧的な買付行為に対する対抗措置発動の可能性を定めておりました。しかし、旧プランの導入後、強圧的な買付行為を防止する目的で証券取引法および関連法令が改正され、一部の公開買付けには全部買付義務が課されることになりました。このため、本プランでは、強圧的な買付行為に対する対抗措置は特に定めておりません。

また、対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではありません。

3. 株主の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの導入が株主の皆様にご与える影響等

本プランの導入時点においては、本新株予約権の割当ては行われませんので株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置の発動時に株主の皆様にご与える影響

対抗措置発動時には、当社取締役会が本新株予約権割当て決議に際して別途

定める割当期日時点の株主様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。この手続きにおいては、株主の皆様は無償割当ての発生日に当然に新株予約権者となりますので、申込の手続き等は必要ありません。

ただし、株主様がその後の権利行使期間内に金銭の払込みその他下記に詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを行わないまましていると、他の株主様の本新株予約権行使によりその保有する当社株式が希釈化されることとなります。

なお、当社は当社取締役会の決定に基づいて、後記（3）項（c）の手続きにより非適格者（別紙「本新株予約権の無償割当ての概要」（7）項に定義される者をいいます。以下同じとします。）以外の株主様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がこの取得手続きを取った場合には、非適格者以外の株主様は本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みなしで当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落日以降に、当社が本新株予約権の割当期日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または別紙「本新株予約権の無償割当ての概要」（9）①に記載されているとおり、無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主様は株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（3）本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に行っていただきたいこと

（a）名義書換

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は本新株予約権の割当期日を公告し、当該割当期日における株主の皆様には新株予約権が無償割り当てされます。この際、株主様におかれましては、速やかに株式の名義書換を行っていただく必要があります。

なお、証券保管振替機構をご利用の株主様におかれましては名義書換の必要はありません。

（b）本新株予約権の行使手続き

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、当社指定書式による本新株予約権の行使請求書と新株予約権の権利行使に必要なその他の書類を送付いたします。その他必要な書類として、株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

株主の皆様におかれましては、本新株予約権の無償割当て後の行使期間内にこれら

の書類を提出した上で、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議において定める本新株予約権 1 個当たり金 1 円以上の価額を払込取扱銀行に払込んでいただくことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合は法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得することがあります。この決定をした場合、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として当社普通株式 1 株を受領することとなります。なお、この場合かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

上記のほか、割当方法、名義書換の方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご覧ください。

4. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成 19 年 4 月 1 日から、平成 20 年開催の定時株主総会の日までとし、有効期間内に大規模買付行為が行われたときは、本プランが適用されるものとします。本プランを継続するか否かについては、平成 20 年開催の定時株主総会にて審議、決定することとし、以後も同様とします。ただし、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会は、本プランを廃止することができ、この場合、当該決議が行われた日をもって本プランは廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、変更の内容または廃止について速やかに情報開示します。

注 1：特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の所有者(同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき所有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同所有者(同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同所有者をいい、同条第 6 項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または (ii) 当社の株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注 2：議決権割合とは、特定株主グループが、注 1 の(i)記載の場合は、当該所有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、特定株主グループが、注 1 の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものまで参照することができるものとします。

以 上

別紙

本新株予約権の無償割当ての概要

(1) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数の本新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とする金額で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、後記(9)項②のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv)、特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約

権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下「非適格者」と総称する。）は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、下記(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される）が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）をいう。
ただし、その者が当社の定める大規模買付ルールを遵守した場合、その者は特定大量保有者に該当しないものとする。
- ②「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者を指し、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む）。
- ③「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項で定義される。以下本③において同じ）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者をいう。
ただし、その者が当社の定める大規模買付ルールを遵守した場合、その者は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ④「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除くものとする。
- ⑤非適格者とされる「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。

(8)本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9)当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(10)新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(11)法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 19 年 2 月 1 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上